

V 事業所運営に係る留意事項

5 非常災害（風水害）対策計画等の作成について

障害者、障害児を預かる事業所では、地震や火災、風水害（水害、台風、竜巻等風害、雪害）などへの備えが重要です。
指定事業者は指定基準に基づき、非常災害に関する具体的計画（非常災害（風水害）対策計画）を作成する必要があります。

※訪問系サービス、相談支援事業所を除く。

栃木県では非常災害（風水害）対策計画の作成例をホームページに掲載していますので、新たに非常災害（風水害）対策計画を作成する際や既存計画の見直しの際に、この作成例を参考として、自らの施設の実情に適合したより良い計画を作成いただくようお願いします。

また、浸水想定区域や土砂災害警戒区域など市町の地域防災計画に記載のある施設等については、避難確保計画の作成と市町への提出が義務となっていますので、十分御留意ください。

※詳細については、市町の防災担当部局にお問い合わせください。

上記内容の中には経過措置が設けられているものもありますが、利用者への適正なサービス提供の観点から、指定事業者においては、速やかに実施していただくようお願いします。